

入札説明書

令和7年8月28日(木)

大阪市デジタル統括室長 鶴見 一裕

次の入札案件について、関係法令及び入札公告共通事項に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項		
	(1) 案件名称	令和7年度A I 予測分析及びサイネージコンテンツ配信サービス利用
	(2) 仕様等	資料1「仕様書」のとおり
	(3) 契約条項	資料2「サービス（ライセンス）利用契約書」のとおり
	(4) サービス利用期間	令和8年1月1日(木)から令和8年3月31日(火)まで
	(5) 履行場所	本市指定場所
	(6) 入札方法	事後審査型制限付一般競争入札（紙入札）
2 入札日程		
	(1) 公告日	令和7年8月28日(木)
	(2) 質問受付期間	公告日から令和7年9月4日(木)午後5時30分まで
	(3) 質問回答掲載期間	令和7年9月10日(水)から令和7年10月3日(金)まで
	(4) 入札日時（即時開札）	令和7年9月18日(木)午前11時30分 ※入札室は約30分前より開場
	(5) 落札者決定通知予定日	令和7年9月25日(木)
3 担当		
	(1) 契約担当	デジタル統括室戦略担当（総務グループ） 〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所地下2階 電話番号：06-6208-7675 メールアドレス：digital-keiyaku@city.osaka.lg.jp
	(2) 事業担当	デジタル統括室DX推進担当（デジタルサービスグループ） 〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所地下1階 電話番号：06-6208-8860 メールアドレス：bb0003@city.osaka.lg.jp
4 入札参加資格		
	(1) 登録種目	令和7・8・9年度の本市入札参加有資格者名簿において業務委託種目「10:情報処理-01:情報処理」に登録があること。
	(2) 必要な許認可(登録)等及びその他	なし
5 質問事項の受付及び回答		
	(1) 質問方法	様式1「仕様書等に関する質問票」に必要事項を記載のうえ、電子メールにより、件名を「【質問】令和7年度A I 予測分析及びサイネージコンテンツ配信サービス利用」として、契約担当（3(1)）あて送信のうえ、電話で受信確認を行うこと。
	(2) 質問受付期間	公告日から令和7年9月4日(木)午後5時30分まで
	(3) 回答方法	質問回答日に当該公告本文内において掲載する。なお、質問に対する回答のほか、入札に関して伝達すべき事項を掲載する場合があるので、必ず入札までに内容を確認すること。
	(4) 質問回答期間	令和7年9月10日(水)から令和7年10月3日(金)まで
6 入札の日時及び場所		
	(1) 入札日時	令和7年9月18日(木)午前11時30分 ※入札室は約30分前より開場
	(2) 入札場所	大阪市役所本庁舎 デジタル統括室 地下2階 第2会議室（ファミリーマート向かって右側つきあたり）
	(3) 郵便等による入札	郵便等による入札の場合は、令和7年9月17日(水)午後5時30分までに契約担当（3(1)に同じ）あて提出のこと。なお、この場合は封筒を二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書のうえ「親展」とし、内封筒に「令和7年度A I 予測分析及びサイネージコンテンツ配信サービス利用入札書」と記載すること。
7 入札方法等		
	(1)	紙入札により行う。
	(2)	入札書には、日付、所在地、商号又は名称及び代表者氏名又は受任者氏名を記入のうえ、代表者印又は受任者印（使用印鑑届出書で届け出た印）を必ず押印すること。なお、記名押印は、個人については本人が、法人については代表者が、又はそれぞれの委任状を提出し確認を受けた代理人が行うこと。
	(3)	入札は、本人又はその代理人が行うこと。代理人が入札をする場合は、入札時に委任状を提出すること。
	(4)	開札の結果、予定価格の制限の範囲内において有効な入札がなかった場合は、直ちに再度の入札を行うことがある。なお、再度入札の方法については入札担当職員の指示に従うこと。（原則、再度入札書を交付して直ちに再度入札を行う。このため、当初入札に使用した印鑑が必要となるが、持参できないときは委任状を提出のうえ代理人印による入札を行う必要がある。）ただし、再度入札に参加できない場合は辞退したものとみなす。
8 その他		
	(1)	入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
	(2)	入札の参加に要する費用は入札参加者の負担とする。
	(3)	入札に当たっては質問期間を設けており、入札をした者は、入札後において、入札説明書等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

	(4) 落札者または契約の相手方に決定された時は、遅滞なく、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。また、当該誓約書を提出しなかった落札者または契約の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づき停止措置を行う。
	(5) この入札において独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、若しくは、刑法第96条の6に該当する談合などが明らかになった場合は、契約者は契約金額の最低100分の20に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。